

平成28年

第1回市議会定例会 議案第64号

函館市都市計画法施行条例等の一部を改正する条例の制定
について

函館市都市計画法施行条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市都市計画法施行条例等の一部を改正する条例

(函館市都市計画法施行条例の一部改正)

第1条 函館市都市計画法施行条例(平成15年函館市条例第55号)
の一部を次のように改正する。

別表第1第3条第1項第1号, 第3号, 第5号および第6号に掲げる区域の項第4項中「, ダンスホール」を削る。

別表第2第4条第1項第2号に掲げる区域の項第3項中「, ダンスホール」を削り, 同表第4条第1項第2号に掲げる区域の項中第13項を第14項とし, 第7項から第12項までを1項ずつ繰り下げ, 第6項の次に次の1項を加える。

7 ダンスホール

別表第3第5条第2号ウ, オおよびカに掲げる区域の項第4項中「, ダンスホール」を削る。

第2条 函館市都市計画法施行条例の一部を次のように改正する。

別表第1第3条第1項第1号, 第3号, 第5号および第6号に掲げる区域の項第3項中「または観覧場」を「もしくは観覧場またはナイトクラブもしくは建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の7の3に規定する施設」に改め, 同表第3条第1項第1号, 第3号, 第5号および第6号に掲げる区域の項第4項中「, ナイトクラブ」を削り, 同表第3条第1項第1号, 第3号, 第5号および第6

号に掲げる区域の項第5項中「(昭和25年政令第338号)第130条の9の2」を「第130条の9の3」に改める。

別表第2第4条第1項第2号に掲げる区域の項第2項中「または観覧場」を「もしくは観覧場またはナイトクラブもしくは建築基準法施行令第130条の7の3に規定する施設」に改め、同表第4条第1項第2号に掲げる区域の項第3項中「, ナイトクラブ」を削る。

別表第3第5条第2号ウ, オおよびカに掲げる区域の項第3項中「または観覧場」を「もしくは観覧場またはナイトクラブもしくは建築基準法施行令第130条の7の3に規定する施設」に改め、同表第5条第2号ウ, オおよびカに掲げる区域の項第4項中「, ナイトクラブ」を削り、同表第5条第2号ウ, オおよびカに掲げる区域の項第5項中「第130条の9の2」を「第130条の9の3」に改める。

(函館圏都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例の一部改正)

第3条 函館圏都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例(昭和48年函館市条例第73号)の一部を次のように改正する。

別表第13項中「, ダンスホール」を削る。

第4条 函館圏都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第7項中「または観覧場」を「もしくは観覧場またはナイトクラブもしくは建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の7の3に規定する施設」に改め、同表第12項中「(昭和25年政令第338号)」を削り、同表第13項中「, ナイトクラブ」を削る。

(函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第5条 函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年函館市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2西桔梗南地区地区整備計画区域工業業務A地区の項第15号エ中「第130条の9の5」を「第130条の9の6」に改める。

附 則

この条例中第1条および第3条の規定は公布の日から、第2条、第4条および第5条の規定は平成28年6月23日から施行する。

(提案理由)

建築基準法および建築基準法施行令の一部改正に伴い規定を整備するため